

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会虐待防止のための指針

I 虐待防止に関する基本的考え方

1 虐待の禁止

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会は、職員による利用者への虐待行為を禁止します。

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（以下、「本会」といいます。）の基本理念「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる」は「個人の尊厳と意思の尊重」という価値観・倫理観を基礎としており、虐待は本会の価値観・倫理観に全面的に反する行為です。また、虐待は刑事罰の対象になる場合があるほか、就業規程における非違行為として懲戒処分の対象となります。

さらに、「障害者虐待」は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法といいます。）」により禁止されています。

2 定義

障害者虐待防止法では「障害者」とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されており、同号では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。障害者手帳を取得していない場合や18歳未満の者も含みます。

また、次の行為を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすることまたは利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

II 虐待防止・解決の体制

1 責任者等の設置

- ① 虐待防止対策を推進し、万が一発生した場合の早期解決等を図るため、責任者と担当者を設置します。
- ② 虐待防止対策の総合的な調整及び管理を行うため、事務局長を虐待防止総括責任者とします。
- ③ 障害者虐待防止法を踏まえ、白百合福祉作業所・かたくり福祉作業所・豊玉障害者地域生活支援センター・石神井障害者地域生活支援センター（以下、「4 施設」といいます。）の施設長を各施設の虐待防止管理責任者とし、各施設における虐待防止対策を推進するとともに虐待発生時の事実及び原因の調査、利用者本人及び保護者等との話し合い、解決策の検討などを担います。
- ④ 4 施設には虐待防止担当者を置きます。担当者は虐待防止管理責任者の指示の下、虐待防止対策の実施に必要な業務のほか、虐待通報の窓口等を担います。
- ⑤ 4 施設以外の部署では、所管課長の指揮の下、各部署の所長・係長が利用者や相談者の人権尊重、虐待防止について職員を指導し、必要な研修受講を促すなど人権意識の啓発と支援技術の向上を図ります。
- ⑥ 虐待防止対策の客観性と社会性を確保するため第三者委員を設置します。第三者委員は虐待通報の受付、話し合いへの立会いと助言等を担うとともに、虐待防止・身体拘束適正化対策委員会の委員とします。

2 虐待防止・身体拘束等適正化委員会の設置

- ① 虐待防止対策を推進するため、虐待防止委員会を設置します。なお、身体拘束等適正化は利用者の人権擁護と虐待防止の重要な要素の一つであるため、虐待防止委員会と身体拘束等適正化対策委員会を一体化し、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会（以下、「委員会」といいます。）として設置します。
- ② 委員会は、虐待防止のための指針、研修計画、虐待防止チェック体制、虐待発生時の検証と再発防止策などについて検討審議し、その結果を法人に対し報告します。
- ③ 委員会の構成員は事務局長（虐待防止総括責任者）、課長、4 施設の施設長（虐待防止管理責任者）、第三者委員、その他必要な職員とし、委員長は事務局長（虐待防止総括責任者）が務めます。
- ④ 委員会は定期的（年 1 回以上）に開催するほか、委員長の招集により、緊急性のある審議事項が生じた場合など必要に応じて開催します。

III 職員研修等に関する基本方針

- ① 施設ごとに職場内研修と職場外研修を組み合わせた研修計画を策定します。
- ② 4 施設の職員を対象とする研修のほか、法人職員全体を対象とする研修を研修計画に基づき実施します。

- ③ 新規採用時には必ず、また、定期的（年1回以上）に「虐待防止（身体拘束等の禁止を含む）のための普及・啓発の研修」を実施します。
- ④ 研修の内容として、虐待防止のための普及・啓発研修のほか、障害特性への理解を深め支援技術の向上を図る研修、行動チェックシートを用いての支援の振り返り、ストレスチェックの結果などを踏まえた環境改善の話し合の実施などが考えられます。これらの内容を組み合わせ、毎年度当初に研修計画を策定して取り組み、その結果を記録し取りまとめ、委員会に報告します。

IV 虐待事案が発生した場合の対応等

1 障害者虐待防止法に基づく通報

- ① 職員は、虐待及び虐待が疑われる行為を発見した場合、または利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があった場合、関係者、発生日時、具体的な状況等を確認し、虐待防止担当者、虐待防止管理責任者へ連絡します。
- ② 虐待防止管理責任者等は通報者等に聴き取りを行うなど概要を把握し、虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに、所管課長、虐待防止総括責任者に報告し、同時に練馬区の虐待防止対策所管課、および練馬区障害者虐待防止センター（障害者施策推進課）虐待通報専用ダイヤル（TEL:03-5984-1334 FAX:03-5984-4721）に報告します。
- ③ 練馬区の所管課など所轄庁の立ち入り調査に協力するとともに、必要な指示に適切に対応していきます。
- ④ 通報者が誰であっても、不利益が生じないようにします。
- ⑤ 再発防止策を策定し、練馬区の所管課など所轄庁に報告します。

2 虐待解決に向けた対応

- ① 職員等による利用者に対する虐待または不適切な対応があった場合には、直ちに利用者に謝罪し安全の確保を図ります。同時に虐待防止管理責任者等に報告します。ご家族等にも連絡し、誠意をもって対応します。
- ② 虐待防止管理責任者等は通報者等に聴き取りを行うなど事実確認を行い、虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに、所管課長、虐待防止総括責任者、練馬区の虐待防止対策所管課に報告します。また必要に応じて第三者委員に報告します。
- ③ 虐待防止管理責任者等は事案についてさらに調査し背景原因を把握し、虐待の解決のため、利用者、ご家族等との話し合いを行います。必要に応じて第三者委員に立会いと助言を求めます。
- ④ 委員会を開催し、再発防止策等を検討し、計画的に実施します。
- ⑤ 虐待を起こした職員をはじめ関係する職員については、就業規程等に基づき懲戒処分等を行い、必要に応じて公表します。

V その他

- ① 本指針はホームページに掲載し公表します。
- ② 4施設には書面として備え置き、利用者等の求めに応じ閲覧に供します。
- ③ 厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を本会のマニュアルとして使用します。

VI 本会は、障害者虐待防止法の規定にならい、障害者虐待に限らず、定款に基づき実施するすべての事業の利用者に対する職員による虐待行為を禁止します。

参考資料：障害者虐待防止法 抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、**障害者に対する虐待の禁止**、障害者虐待の予防及び早期発見その他障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の施策を促進し、もって障害者の権利利益の養護に資することを目的とする。

(障害者に対する虐待の禁止)

第 3 条 **何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。**

(国民の責務)

第 5 条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第 6 条 国及び地方公共団体の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 **障害者福祉施設**、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに**障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

付則

1. 令和 4 年 6 月 27 日制定
2. 令和 4 年 11 月 21 日一部改正
3. 令和 5 年 6 月 5 日一部改訂